近江商人藤岡五兵衛家の経営 本 村 希 代

はじめに

滋賀県蒲生郡日野町は、元禄期に初代正野玄三が製薬業を開始したことを 濫觴とする売薬産地(日野売薬)である。同地域で売薬業が発展した要因は、 日野町が近江商人(日野商人)輩出地であったことに関係する。小さく手軽 な売薬は、全国展開する日野商人の持下り商品として受け入れられ、さらに この売薬需要が、多くの製薬・売薬業者を生み出すことにつながったのであ る。寛保3年(1743)には日野町のうち水口藩領であった大窪・村井だけで、 102名の「合薬屋」を確認できる"。

しかし明治期に入ると、製薬・売薬業者の多くは、自らの事業を見直さざるをえなくなる。近代医薬業においては、西洋医学がその根幹に位置づけられたためである。和漢薬を中心に展開されてきた在来的な売薬へは規制が加えられ、「無効無害」から「有効無害」であることが求められるようになる。日野売薬においても、近江日野売薬業組合や江州日野製剤株式会社などが創設され、八代正野玄三を中心に近代医薬業への転換がはかられていった²⁾。

なお日野売薬についての研究は、正野玄三家に関係する分析は進んでいるが³、それ以外の製薬・売薬業者の詳細はほとんどわかっていない。そこで

¹⁾ 日野町史編さん委員会編『近江日野の歴史』第8巻史料編,滋賀県日野町,2010年,196・197頁。

²⁾ 拙稿「近代における近江日野売薬の展開と近江商人正野玄三家」『福岡大学商学論叢』第53巻第2号、2008年。

本稿では、小児(薬王)感応丸を家伝薬としていた近江国蒲生郡仁正寺村 (現滋賀県蒲生郡日野町西大路)の製薬業者、藤岡五兵衛家の経営を検証し、 合わせて同家の近代医薬業への対応について見ていく。

第1章 創業期

藤岡五兵衛家は、天正期頃、日々小児薬の開発に取り組んでいたという佐 右衛門をはじまりとする。この佐右衛門を藤岡家一世とし、以後、農業のか たわら近在の人々の求めに応じ、売薬を代々調合するようになったと伝えら れる【表1】。

二世才六から六世善兵衛までの詳細はつかめないが,藤岡家製の売薬は評判もよく,その存在は広く世間へ知られるところとなった。藤岡家へは売薬を求めて遠方からも多くの者がたずねるようになる。そこで寛保元年(1741)2月,七世五兵衛は蒲生郡仁正寺村に店舗を構えた。さらにはより多くの人に自家製売薬の効能を知ってもらいたいとの思いから,他国への持下り行商をはじめるにいたる⁴。なお藤岡家ではこの店舗開設をもって創業としている⁵。

³⁾ 正野玄三家についての研究は、西川嘉男「元禄・享保期における前期的資本の動向」『史林』第42巻第5号、1959年・脇田修「元禄・享保期近江商人の一経営一日野・正野家『惣勘定仕上帳』について一」読史会『国史論集』、1959年・上村雅洋「近江商人正野玄三家の事業と奉公人」徳永俊光他編『経済史再考』所収、思文閣出版、2003年・同「近江商人正野玄三家の奉公人と給金」『大阪大学経済学』第54巻第3号、2004年・同「明治期における近江商人正野玄三家の家訓と店則」滋賀大学経済学部附属史料館『研究紀要』第39号、2006年・同「近代における近江商人正野玄三家の雇用形態」和歌山大学『経済理論』第332号・拙稿「近江商人の創業期の軌跡一初代正野玄三の場合ー」同志社大学『経済学論叢』第54巻第4号、2003年・同「近江商人正野玄三家の合薬流通」『経営史学』第39巻第3号、2004年・同「明治期における近江商人の企業家活動一正野玄三家の事例ー」『企業家研究』第2号、2005年・前掲同「近代における近江日野売薬の展開と近江商人正野玄三家」がある。

^{4)「}小児薬王感応丸之原由史」(#296)。以下, 史料番号はすべて日野町史編さん室の「藤岡五兵衛家文書目録」による。

歴代当主(幼名・戒名など)	没年	享年	備考
1世佐右衛門(釈宗眞)	文禄 4 年(1595)		
2世才六(釈宗円)	元和8年(1622)		佐右衛門子
3世吉兵衛(釈宗善)	寛文4年(1664)		才六子
4世五左衛門(釈円了)	元禄6年(1693)		吉兵衛子
5世権左衛門(釈宗閑)	宝暦7年(1757)		五左衛門子
6世善兵衛(釈宗専)	宝暦10年(1760)		五左衛門子, 権左衛門弟
7世五兵衛(釈宗西)	天明8年(1788)		善兵衛子
8世五兵衛(釈宗信)	文政5年(1822)		
9世五兵衛(篤之助・釈宗悦)	文政3年(1820)	27	
10世五兵衛(釈実城)	慶応4年(1868)	69	8世五兵衛子, 9世五兵衛弟
11世五兵衛(誠兵衛・釈宗淳)	安政3年(1856)	42	9世五兵衛子
12世五兵衛(釈宗教)	明治26年(1893)	58	11世五兵衛次男
13世五兵衛(常次(治)郎・釈宗昌)	昭和20年(1945)	75	12世五兵衛長男,明治21年 12月相続,明治22年1月五 兵衛改名
14世五兵衛(広三)	平成2年(1990)	83	13世五兵衛三男

【表1】藤岡五兵衛家の歴代当主

出典:「現当両益永代過去帖」(#1167)·藤岡五兵衛家永代過去一覧(私家版)·「戸籍簿写」 (#1152)·「戸籍写|(「薬舗営業諸願書類綴写し并二公文書|(#251)所収)

備考:9世五兵衛は相続せず死去した可能性が高いが、藤岡家における歴代当主の数え方によりそのまま表記した。

藤岡家の売薬は、主に関東地方への持下り行商によって広められた。七世 五兵衛が記した考えられる明和7年(1770)および安永8年(1779)起筆の 勘定帳簿[®]を見ると、それぞれに「関東合薬」の文言が見受けられる。その 中心は「上州」・「武州」であり、天明期に入ると「房州新場」が加わる。行 商規模が次第に拡張していることをうかがえる。

また明和8年(1771) 1月には、下総国流山村(現埼玉県流山市)の三十

^{5) 「}薬種取調書上 | (「薬舗営業外諸書願書類綴写シ并公告書 | (#116) 所収)。

^{6)「}賞」(#10・17)。

郎へ対し、藤岡五兵衛が金100両を貸し付けていることを確認できるⁿ。日野から遠く離れた関東の地において貸借関係を構築していることからは、この地を定期的に訪れていたことを十分裏付けられよう。さらに勘定帳簿には「奥州」や「大和」・「伊勢」への「合薬預ケ高」も散見される。実際には関東に限らず、広範囲な行商が展開されていたと考えられる。

さてこれらの行商が具体的にどのように行われていたかについては、ほとんどうかがい知れない。しかし安永期ともなると、藤岡家の奉公人が行商へ出ていたことを確認できる。そこで藤岡家の雇用について、安永3年(1774)正月に藤岡家へ入った弥八を事例に取り上げてみよう⁸。

安永三午年正月廿五日 安永六年酉年弥八元服致関東へ下り 天明八申年迄拾弐年之間関東へ下り 都合十五年之間給金也

一金五両也 酉年壱ヶ年給金 其外心付ともニ遣ス

メ金五拾五両也

内金弐両壱歩弐朱 教専寺頼母子半四分巳年 & 酉年迄五ヶ年賦掛金 取替引

引メ金五拾弐両弐歩弐朱

又金弐歩預り有

寛政元酉十一月廿七日さし引

惣メ金五拾三両弐朱渡

弥八は安永6年(1777)の元服を機に、天明8年(1788)まで12年間関東へ下った。安永3年(1774)の出仕から天明8年(1788)まで、15年間の給金合計は金50両である。ちなみに給金の内訳は、断片的にしか把握できない

^{7) 「}借用申金子之事 | (#14)。

^{8) 「}覚」(#17)。

が,それぞれ年給にして安永 $6\sim 8$ 年($1777\sim 1779$)が金 1 両ずつ,安永 9 ・ 天明元年($1780\cdot 1781$)が金 1 両 2 分ずつ,天明 $2\cdot 3$ 年($1782\cdot 1783$)が金 2 両ずつ,天明 4 年(1784)が金 3 両であった9。そして弥八はさらにもう 1 年勤め,最終的に金53 両 2 朱を寛政元年(1789)11 月に受け取っている。では奉公を終えた後はどうなるのか。安永 2 年(1773)に別家を許された伝兵衛を事例に見てみよう100。

覚

此度私同商売御免被下,其上家諸道具相揃別家被下忝奉存候,然ル上ハ 御公儀様御法度之贋薬毒薬不及申,其外紛鋪代呂物商売仕間鋪候,且又 其元 & 是迄之売来候得意方へ商ひ仕間鋪候,為後日仍而如件

> 日野大久保町 伝兵衛印

> 親類証人 三之承印

安永弐年 巳極月日

仁正寺 薬や五兵衛殿

奉公期間は不明であるが、安永2年(1773)12月、伝兵衛は家や諸道具を与えられ、藤岡家の別家となった。偽薬や毒薬、紛らわしい薬を扱わないこと、また販売得意先を奪うようなまねはしないことを条件に、藤岡家と同じ商売を営むことについても認められている。

しかし伝兵衛の経営はすぐに行き詰まったようである。先に見た勘定帳簿

^{9)「}覚」(#17)。

^{10)「}覚し(#16)。

の安永5年(1776)には、伝兵衛への貸付として 【表2】純資産推移 銀1貫587匁余と金33両が計上されている。そし てこの貸付は伝兵衛の屋敷を担保として, 以後し ばらく続いた。

伝兵衛にようやく返済の目処がついたのは、天 明2年(1782) 1月であった。この時伝兵衛は、 銀1貫635匁を藤岡家へ返済している。そして帳 簿に記載される伝兵衛への貸付額も年々減少して いくようになる。別家となって10年で、伝兵衛の 経営は軌道にのったと考えられよう。つまり藤岡 家は、独立したばかりで経営基盤の弱い別家を、 主家としてサポートしていたことがわかる。

ではこのように奉公人を抱えるまでになった藤 岡家の資産規模はどの程度であったのだろうか。 先の2冊の勘定帳簿からは、純資産の推移がわか る【表2】。明和7年(1770)では銀64貫余であ るが、天明期には銀80~90貫台を推移するまでに なっている。17年間という限られた期間であり、

121 - 1 102(12)										
	銀(匁)									
1770	64,204									
1771	69,519									
1772	70, 140									
1773	67,046									
1774	67,305									
1775	67,079									
1776	73,573									
1777	75,073									
1778	81,360									
1779	80, 182									
1780	91,681									
1781	84,819									
1782	91,327									
1783	94,462									
1784	85,412									
1785	84,901									
1786	84,355									
	1771 1772 1773 1774 1775 1776 1777 1778 1779 1780 1781 1782 1783 1784									

出典:「覚|(#10 · 17) 備考: 匁未満は切り捨てた。

また変動も多いが、全体として純資産が増加していく様子を見て取れよう。

第2章 山井家の菊御紋使用

経緯や時期についてはわからないが、藤岡家が公卿である山井家へ出入り していたことは特筆すべきであろう。文政13年(1830)2月、それまで調達 してきた売薬を評価され、藤岡家は看板や効能書きなどへの山井家菊御紋使 用を認められた""。【写真1】

許狀

其方儀

従来御館入之御由緒ヲ以

一菊御紋付 御下札

一同御紋付 御提灯

右之通被相渡置候,依之家製感応丸 熊胆延冷子等年々調達之処,格別之 功能有之候二付,此度右看板能書等 江当家菊御紋被差免候,尤押売等之 儀堅被差留候,依而御状如件

山井殿役所印

文政十三年寅二月

藤岡五兵衛殿

許状では,押し売りなどの粗暴な行動は

東本家調合所 藤岡五兵衛製職 中本家調合所 藤岡五兵衛製職

【写真1】

慎み、山井家の体面を保つよう義務づけられている。なお公卿による御墨付を得たことの意義は大きい¹²⁾。その広告効果は大きく、売薬の価値向上も見込まれよう。ただし山井家からの要求は、これだけにおさまらなかった。

天保6年(1835)11月,山井家から藤岡家へ対し,上田安兵衛を通じて申し出があった。それは「御上江頼之筋」など物入りが多いため,金15両を借用したいというものである¹³⁾。上田安兵衛の詳細についてはわからないが,山井家と藤岡家の間を取り持っていた人物のようである。ちなみに山井家で金子が必要となった理由は,「若殿様御元服」によるものと考えられる¹⁴⁾。

¹¹⁾ 滋賀県経済協会『近江商人事績写真帖』上巻,1930年,第199図。ただしこの許状は後述するように後年書き換えられたものと考えられる。

¹²⁾ 正野玄三家の場合,近世期においては代々法橋の地位にあった。前掲拙稿「近江商人の創業期の軌跡-初代正野玄三の場合-」。

^{13) 「}覚」(#29)。

しかし藤岡家はこの申し出を断った。

すると山井家家臣毛利直之進を通じて、また別のことが伝えられた。それは今回の金15両要求は決して山井家の物入りによるものではなく、藤岡家が無許可で出店を展開していることに対する処置であるという内容であった。京都木屋町松原通の藤屋喜兵衛方に藤岡家の看板が掲げられているが、この看板は山井家へ届け出がなされていないという。

この件は藤岡家にとって甚だ迷惑な話であった。藤屋は藤岡家が直接経営する出店ではなく、あくまでも藤岡家の売薬を販売している取次の一つであった。それゆえこの依頼を断ろうとするが、「何之かのと」言いがかりをつけられた上、別途、毛利より「看料」を要求されてしまう¹⁵⁾。ただしこのやりとりからは、藤岡家が自家の売薬を行商による売り広めだけでなく、藤屋のような店舗販売の形態にても扱っていたことを明らかにしていよう。

またさらに菊御紋使用の許状に関しても問題が生じる。許状には藤岡家の主力商品として「感応丸」とあわせて「延冷子」をあげていた。しかし「延冷子」は看板などには常に「熊胆延冷子」と記載しており、それならば許状にも「熊胆」の二字を差し加える必要があるのではないかと毛利は伝えてきた。そして最終的には、許状そのものを書き換えることになる16。

さてこれら一連の問題は、山井家へ金3両、毛利へ金200疋をおさめることで一段落する。しかしその間、もし内々で事済ましにできず、問題が表向きになれば、このような金額で本来済まされるべきことではないなどと、藤岡家は「いやみ計り」言われ続けた¹⁷⁾。

藤岡家は文久3年(1863)に山井家へ金25両を献金するなど18,その後も

^{14)「[}控]」(#31)。

^{15) 「}覚」(#29)。

^{16)「[}控]」(#31)。

^{17)「[}控] (#31)。

^{18) 「}覚」(#27)。

たびたび上納金に応じている。菊御紋を使用し続ける上で、山井家の要求は 避けることができなかったといえよう。それだけ菊御紋の価値は、藤岡家に とって他にかえがたい重要なものあった。

第3章 製薬事業

山井家の許状では、感応丸と熊胆延齢子が藤岡家の主力商品としてあがっていたが、もう少し詳しく同家の製薬事業について見てみることにする。明治4年(1871)3月、藤岡家は自家の売薬渡世についてまとめた報告書を西大路役所へ提出している¹⁹。ここから幕末期における藤岡家の事業概要をあたってみよう【表3】。

藤岡家は小児感応丸・万病感応丸・熊胆延齢子・振出し風薬を自家で製造していた。販売にあたっては看板や売薬の包紙に「近江国日野藤岡蘭阜堂」と記した。売薬の定価は、幕末期の物価高騰の影響からか、小児感応丸は丑年(元治2・慶応元年カ)より、万病感応丸と振出し風薬は巳年(明治2年カ)より、それぞれ値上げに及んでいる。なお熊胆延齢子・振出し風薬に比べると、小児感応丸・万病感応丸は高値となっている。これは小児感応丸・万病感応丸ともに、人参を主原料とし、金箔で衣掛けした売薬であったためかと思われる。

ではこれら売薬の原料となる薬種はどこから仕入れていたのであろうか。 明治6年(1873)に滋賀県令松田道之へ提出した「薬種取調書上」から、明 治3年(1870)段階の仕入先を見てみる【表4】²⁰。こちらも実質的には幕 末期の状況を把握しうる史料といえる。

藤岡家は和薬・漢薬・洋薬ともに、京都四条通東洞院の薬種商石田治助を 主要な仕入先としていた。他には近世期以来の薬業者町である大阪道修町や

^{19) [}上| (#87)。

^{20)「}薬種取調書上」(「薬舗営業外諸書願書類綴写シ并公告書」(#116) 所収)。

売薬名 原料 衣 定価 効能 その他 広東人参・先折人 10粒入1包(量目 金箔 急慢・驚風・五 参·干牛苗·伽羅 2厘)/金1朱 疳・痘瘡・麻疹・ 小児感応丸 沈・烏犀角・麝香・ 席熱, 小児急症之 熊胆・真珠・龍脳 類ニ功アリ 広東人参・木香・玉 金箔 1粒入1包(量目 気附・眩暈・腹 白湯ニて 牛黄・龍脳・熊胆・ 1分7厘)/金1 痛・食傷・霍乱・ 用 麝香・沈香・甘草 分, 半粒入1包/ 傷寒・痢病・五 万病感応丸 疳・驚風・産前・ 金2朱、4半粒入 1包/金1朱 産後, 急症之類二 功アリ 食傷・腹痛・眩 能 胆・莪 朮・胡 黄 銀箔 6 粒入 1 包 (量目 白湯ニて 蓮・丁子・小人参・ 7厘)/100文 量・酒毒・小児五 用 能胆延齢子 阿仙薬・枳実・沈 疳, 産前産後二忌 香・麝香・龍脳 A

【表 3】藤岡五兵衛家製売薬

出典: 「上」(#87)

振出し風薬

京都二条,また和薬種の産地である三重県,さらには日野町内の薬種商とも 取引している。

1包/100文

四季引風・暑寒・

寝冷・食傷・霍乱

日野町内の薬種商の内、和薬の湯ノ花と玉川芎を扱う川島与右衛門は、日野商人の仲間組織である大当番仲間の一員で²¹⁾、日野商人の富豪番付「日渓持丸鑑」では世話人としても名前のあがっている人物である²²⁾。

なお十一世五兵衛の妹まさは、川島安右衛門家へ嫁いでいる²³。川島与右衛門と川島安右衛門がどのような関係なのかは定かでないが、共に日野町大 窪に居住している。安右衛門家は与右衛門家同様薬種商を営み、山形県酒田

陳皮・白朮・厚朴・

桂枝・霍香・川芎・

山梔子・宿砂・呉茱 萸・木香・甘草

²¹⁾ 滋賀県日野町教育会編『近江日野町志』巻中, 臨川書店, 1986年(復刻版), 435 頁。

²²⁾ 前掲『近江日野町志』巻中, 381 頁。

^{23) 「}藤岡五兵衛家系図」(私家版)。

[表4] 明治3年薬種仕入先 公 件 所 析 所 報 報 報	中央・大道・牛等根・玉瓜呂・冬葵 厚角・麝香・甘草・宿砂・紫 タンサンソウチ・子・寺座子・山椒・防風・干 種・木香・人参・麻黄・尾人 酸銀・双脳衛エデリカ 京都府下京区四条通東洞院西入 姜・校骨木・香附子・他85種 参・遠志・他26種 種・玫瑰維・須制	芸養・荊芥・山帰来・小茴香・ 水銀・酸棗仁・竜眼肉・沈香・ キナソウト・ヘイドロホッタア 査売・尾人参・黄芩・甘草・黄 ス・キナキナ・アラビヤコム 著・使君子	九兵衛 京都府上京区二条通室町西入 森・サフラン・白砂盆来・白龍脳・尾人参・沈香・枳青・ 根表・ 日龍 セメンシーナ・サフラン・白砂盆	宗 助 京都府下京区松原通柳馬場 英珠	喜兵衛 大阪府東区道修町 干姜・樟脳・人参・宿砂・黄蓮 麝香・乳香・尾人参	清兵術 大阪府東区道修町	平兵衛 大阪府東区道修町 山薬・干姜	平兵衛 三重県阿拝郡上野 玉山芎・香附子・干姜・芳根・ 平兵衛 三重県阿拝郡上野 新定・葛根・他26種	善兵衛 三重県阿拝郡上野 接骨木・発活 接骨木・	当帰·芍薬・白芷・木通・地 黄・七 三重県伊賀郡笹部村 黄・蜀辛泉・芳根・牛蒡子・ 艾・杜性子, 他13種	半兵衛 足柄県三嶋宿久保町 紫胡 紫胡	長兵衛 敦賀県熊川 葛粉	支 明 滋賀県浦生郡日野町 蜂蜜・蜜蝋	右衛門 滋賀県蒲生郡日野町 湯ノ花・玉川芎	右衛門 滋賀県藩生郡木津村 査朮・冷羊角	原七 滋賀県神崎郡山上村 大黄	重次郎 堺県大島郡堺神明町 沈香	助次郎 京都府上京区二条通新町西入 金箔・銀箔	平八郎 東京府豊島町 金箔
-					青大					l									当
7.	担	野 安兵律	西 九兵	西宗田	井 喜兵	清兵	神 平兵	尾 平兵	本 善兵/	神	半兵	茂 長兵	上文画	島 与右衛門	徳右衛門	嶋 源	木 重次郎	川 助次郎	屋平八
	H	宇	÷	#	校	*	Κ	E	∮ Π	搬	道	ПЦ	111	=	題	噩	恒	刺	怨

出典:「薬種取調書上」(「薬舗営業外諸書願書類綴写シ并公告書」(#116) 所収)

に出店を有した24)。

薬種商と姻戚関係を築くことは、売薬原料である薬種の安定供給を可能とする。これは正野玄三家と大阪道修町近江屋太右衛門家との間にも見られたことである²⁵。ただし川島家からの薬種仕入れ量はさほど多くなく、同家との婚姻が藤岡家にどれほどの意味があったのかまでは、ここではつかめない。

また藤岡家は和漢薬以外に洋薬も少なからず仕入れている。洋薬は幕末期, 西洋医学の流入にともなってその需要が増加した²⁶。しかし先に見たとおり, 藤岡家が自家で製造する売薬に、洋薬が多く含まれているわけではない。ま だまだ未知の領域にあった西洋医学へ対し、藤岡家が高い関心を持っていた ことがわかる。

第4章 薬剤師資格の取得

さて藤岡家の西洋医学への関心は、薬舗主(薬剤師)資格を明治21年 (1888) の段階ですでに取得しているということからも見てとれる。なぜなら薬剤師は、大正3年 (1914) の売薬法制定にともない、売薬商の間でも意識せざるをえない資格になったと考えられるためである。同法では、売薬の調製・販売は、薬剤師、薬剤師を使用する者、又は医師に限ると定められた。経過措置として売薬免許の一代限りの相続譲渡も認められたが、基本的には製薬事業を進めていく上で薬剤師資格の有無が、その後の経営存続を左右するようになる。そして科学的合理性をもった売薬の調剤が、確実に求められるようになっていく²⁷。

²⁴⁾ 前掲『近江日野町志』巻中, 467 頁。

²⁵⁾ 前掲拙稿「近江商人正野玄三家の合薬流通 |。

²⁶⁾ 厚生省医務局編『医制百年史』記述編、ぎょうせい、1976年、110頁。

²⁷⁾ 前掲拙稿「近代における近江日野売薬の展開と近江商人正野玄三家」。大正3年 (1914) 11月, 橋田治右衛門・大野与三右衛門・藤岡六兵衛・久野周済堂・中井源 三郎の5名の営業を合併した江州日野製剤株式会社が開業する。これは各々では 薬剤師をかかえることができないがゆえの対処であったと考えられる。

なお「売薬」と「薬品」はもとは異なる法律下におかれていた。薬剤師の制度そのものについては、明治7年(1874)発布の医制にまでさかのぼることができる。医制では調薬を行う薬舗主に関する規定が定められている。薬舗を開業するにあたっては免許を必要とし、そのための試験も明治8年(1875)以降実施されることになる。その後、明治13年(1880)の薬品取扱規則、明治19年(1886)の日本薬局方公布をへて、明治22年(1889)の薬品営業並薬品取締規則により、近代的な薬事制度が確立するにいたる。そして医制以来の薬舗主も薬剤師へと名称変更された2%。

明治21年(1888) 5月,藤岡常次郎(後の十三世五兵衛)は京都私立独逸学校薬学科(現京都薬科大学)卒業と同時に,薬舗試験の受験申請をおこなった。常次郎は当時親元を離れ,京都府上京区下丸屋町に止宿していた²⁹⁾。京都私立独逸学校は明治17年(1884) 4月,京都医界有力者の協力のもと,ドイツ人ルドルフ・レーマンの門人たちによりに創設された。レーマンは,殖産興業の必要性から,明治3年(1870),建築技師ならびに語学教師とし

て京都の欧学舎へ招聘された人物である30)。

ドイツ語は西洋医学を学ぶ上で必須の語学である。薬学科はもともと京都 私立独逸学校の別科としてはじまり、明治19年(1886)に名称変更された。 また独逸学校では、すでに廃止となっていた理化学研究機関である舎密局や 司薬場の元教官を、多く雇用していた。それゆえ薬学科へは近代医薬業の担 い手を目指す製薬業者子弟の入学を見込んでいた³¹⁾。明治21年(1888)5月 の薬学科第一回卒業生は16名であった³²⁾。つまり常次郎はこのうちの一人に あたる³³⁾。

²⁸⁾ 厚生省薬務局編『逐条解説薬事法』改訂版、ぎょうせい、1995年、1~16頁。

^{29) 「}薬舗試験願」(「薬舗営業諸願書類綴写し并二公告書」(#251) 所収)。

³⁰⁾ 京都薬科大学百年史編纂委員会編『京都薬科大学百年史』, 1985年, 18~31頁。

³¹⁾ 前掲京都薬科大学百年史編纂委員会編『京都薬科大学百年史』, 32~34頁。

³²⁾ 前掲京都薬科大学百年史編纂委員会編『京都薬科大学百年史』, 507 頁。

明治21年(1888)9月29日, 常次郎に薬舗免許が下付された³⁴⁾。さらに同年12月に家督相続し,翌年1月には十三世五兵衛へ改名する³⁵⁾。常次郎は明治4年(1871)3月生まれであることから,この時,まだ17歳である。一方,父である十二世五兵衛も50代前半である。早々の家督相続は,藤岡家の西洋医学へ対する期待が読みとれよう。

ただし在来的な売薬と西洋医学は、なかなか相容れない関係にあった。西洋医学の観点からすると、売薬は品質が十分とは言い難い。そのため売薬を規制すべく、明治期に入ると製薬・売薬業者らに対し、営業税や売薬印紙税などが賦課されていく。しかしこのような増税は売薬需要者である下層民を苦しめることにつながる。明治10年代以降、日野売薬はもちろんのこと、多くの売薬産地で増税反対運動がさかんに展開されるようになった³⁶。

そのような中、次期当主へ西洋医学を学ばせ、確固たる資格を得させたのは、藤岡家の先見性によるところが大きい。むろん各売薬産地でも売薬行政と対峙しながら、西洋医学を受容していくことになるが、製薬業の将来を見据え、藤岡家は早期に近代医薬業への転換をはかったことがわかる。

さて十三世五兵衛は独逸学校の後身にあたる私立京都薬学校の校舎新改築に際し、調剤術実習教室二階建一棟を新築寄贈し、明治45年(1912) 4月に感謝状を送られている³⁷⁾。これは十三世五兵衛自身が近代医薬業の重要性を認識していたことのあらわれでもあろう。そして十四世五兵衛となる広三も父十三世五兵衛と同じく大正15年(1926)に私立京都薬学校の後身である京都薬学専門学校へ入学し、薬剤師を目指した³⁸⁾。このように藤岡家では薬剤

³³⁾ ただし常次郎の独逸学校入学は明治 18 年である。「履歴書」(「薬舗営業諸願書 写并公文書類綴」(#787) 所収)。

^{34) 「}薬舗試験願」(「薬舗営業諸願書類綴写し并ニ公告書」(#251) 所収)。

^{35)「}改名御願」・「戸籍写」(「薬舗営業諸願書類綴写し并ニ公告書」(#251) 所収)。

³⁶⁾ 前掲拙稿「近代における近江日野売薬の展開と近江商人正野玄三家」。

^{37) 「}謝状」(#542)。

師資格を取得し、自家の製薬事業をより強固なものにしていったのである。

第5章 売薬輸出

西洋医学推進にともなう売薬への締め付けは、製薬・売薬業者自身の活路 を模索させることへもつながった。たとえば明治末期より、売薬輸出がさか んになっていく。日野売薬では、江州日野製剤株式会社が韓国大邱に支店を 設置し、販路拡大を目指している³⁹。

藤岡家においても明治38年(1905)9月,家伝薬である小児薬王感応丸をカナダ・バンクーバーパウエル街1778の外村文蔵へ輸出している【表5】。輸出の方法は、日野郵便局から小包便にて送付するというもので、免税手続きは八幡税務署にておこなった⁴⁰⁾。以後、外村文蔵とは定期的に取引するようになり、また韓国・黄海道安岳邑の宮崎儀三郎、中国・大連の帆足三郎への輸出も見られる。

しかし大正期に入ると、外村文蔵との取引はほとんどなくなり、かわりに大阪の高橋盛大堂を通じた輸出が頻繁におこなわれるようになる。高橋盛大堂が具体的に誰へ宛てて小児薬王感応丸を輸出していたのかまではわからないが、主要な先はカナダであったと考えられる。そして販売単位も100個以上が目立つことから、高橋盛大堂は複数人と取引していたようである。ちなみに大正4年(1915)9月に滋賀県知事池松時和へ宛てた「輸出売薬調製販売御届」によると、藤岡家が輸出していた売薬は、小児薬王感応丸以外に、万病感応丸と婦人薬の大順湯があり、輸出先は朝鮮・支那・南洋諸島・米国・樺太となっている40。

さて藤岡家へはたびたび海外から書簡が届いている。大正末期にはカナ

^{38) 「}在学保証書」(「薬舗営業諸願書写并公文書類綴」(#787) 所収)。

³⁹⁾ 前掲拙稿「近代における近江日野売薬の展開と近江商人正野玄三家」。

^{40)「}輸出売薬免税願」(「薬舗営業諸願書類綴写シ并ニ公文書」(#351) 所収)。

^{41)「}輸出売薬調製販売御届」(「薬舗営業諸願書写并公文書類綴」(#618) 所収)。

【表5】 売薬輸出

		【衣:	ᆝᇨ	栄	判 正		
	売薬名	定価 (円. 銭)	個数 (個)	合計 (円.銭)	引渡先住所	引渡人	備考
明治38年9月24日	小児薬王感応丸	0.3	100	30.0	バンクーバー	外村文蔵	
明治38年9月24日	小児薬王感応丸	0.1	65	6.5	バンクーバー	外村文蔵	
明治39年4月13日	小児薬王感応丸	0.3	15	4.5	バンクーバー	外村文蔵	
明治40年1月15日	小児薬王感応丸	0.2	20	4.0	韓国黄海道安岳邑	宮崎儀三郎	
明治40年1月15日	小児薬王感応丸	0.1	50	5.0	韓国黄海道安岳邑	宮崎儀三郎	
明治41年9月11日	小児薬王感応丸	1.0	5	5.0	バンクーバー	外村文蔵	
明治41年9月11日	小児薬王感応丸	0.5	11	5.5	バンクーバー	外村文蔵	
明治41年9月11日	小児薬王感応丸	0.3	24	7.2	バンクーバー	外村文蔵	
明治42年10月18日	小児薬王感応丸	1.0	10	10.0	バンクーバー	外村文蔵	
明治42年10月18日	小児薬王感応丸	0.5	40	20.0	バンクーバー	外村文蔵	
明治42年10月18日	小児薬王感応丸	0.3	34	10.2	バンクーバー	外村文蔵	
明治44年1月11日	小児薬王感応丸	1.0	10	10.0	バンクーバー	外村文蔵	
明治44年1月11日	小児薬王感応丸	0.5	40	20.0	バンクーバー	外村文蔵	
明治44年1月11日	小児薬王感応丸	0.3	34	10.2	バンクーバー	外村文蔵	
明治44年1月11日	小児薬王感応丸	1.0	6	6.0	大連	帆足三郎	
明治44年12月18日	小児薬王感応丸	1.0	12	12.0	バンクーバー	外村文蔵	100粒入**1
明治44年12月18日	小児薬王感応丸	0.5	96	48.0	バンクーバー	外村文蔵	45粒入
明治44年12月18日	小児薬王感応丸	0.3	68	20.4	バンクーバー	外村文蔵	25粒入
大正3年7月21日	小児薬王感応丸	1.0	10	10.0	バンクーバー	外村文蔵	
大正3年7月21日	小児薬王感応丸	0.5	50	25.0	バンクーバー	外村文蔵	
大正3年7月21日	小児薬王感応丸	0.3	15	4.5	バンクーバー	外村文蔵	
大正5年12月23日	小児薬王感応丸	0.5	50	25.0	大阪	高橋盛大堂分店	
大正6年2月11日	小児薬王感応丸	0.5	50	25.0	大阪	高橋盛大堂分店	
大正6年2月11日	小児薬王感応丸	0.1	50	5.0	大阪	高橋盛大堂分店	
大正6年2月11日	小児薬王感応丸	0.1	150	15.0	大阪	高橋盛大堂分店	
大正6年3月5日	小児薬王感応丸	0.1	30	3.0	大阪	高橋盛大堂分店	
大正6年6月18日	小児薬王感応丸	0.5	100	50.0	大阪	高橋盛大堂分店	
大正6年7月28日	小児薬王感応丸	1.0	18	18.0	バンクーバー	外村文蔵	
大正6年7月28日	小児薬王感応丸	0.5	30	15.0	バンクーバー	外村文蔵	
大正7年8月16日	小児薬王感応丸	0.5	200	100.0	大阪	高橋盛大堂分店	
大正7年8月16日	小児薬王感応丸	0.2	50	10.0	大阪	高橋盛大堂分店	
大正7年9月10日	小児薬王感応丸	0.5	50	25.0	大阪	高橋盛大堂分店	
大正7年12月13日	小児薬王感応丸	0.5	100	50.0	大阪	高橋盛大堂分店	
大正8年1月18日	小児薬王感応丸	0.2	100	20.0	大阪	高橋盛大堂分店	
大正8年1月18日	小児薬王感応丸	0.1	50	5.0	大阪	高橋盛大堂分店	
大正8年3月21日	小児薬王感応丸	0.5	50	25.0	大阪	高橋ヨネ	
大正8年3月21日	小児薬王感応丸	0.2	100	20.0	大阪	高橋ヨネ	
大正8年3月21日	小児薬王感応丸	0.1	100	10.0	大阪	高橋ヨネ	
大正8年6月5日	小児薬王感応丸	0.2	100	20.0	大阪	高橋盛大堂分店	
大正8年6月5日	小児薬王感応丸	0.1	100	10.0	大阪	高橋盛大堂分店	
大正8年7月30日	小児薬王感応丸	0.5	50	25.0	大阪	高橋盛大堂本店	Lt- M. W.O
大正9年3月23日	小児薬王感応丸	0.5	200	100.0	大阪	高橋盛大堂本店	加奈陀※2
大正9年3月23日	小児薬王感応丸	0.3	200	60.0	大阪	高橋盛大堂本店	香港
大正9年4月15日	小児薬王感応丸	0.5	50	25.0	大阪	高橋盛大堂	米国
大正9年7月15日	小児薬王感応丸	0.5	100	50.0	大阪	売薬卸売会社	米国
大正9年7月15日	小児薬王感応丸	1.0	50	50.0	大阪	売薬卸売会社	米国
大正9年10月5日	小児薬王感応丸	0.5	200	100.0	大阪	高橋盛大堂	加奈陀
大正9年10月5日	小児薬王感応丸	1.0	50	50.0	大阪	高橋盛大堂	加奈陀
大正9年12月15日	小児薬王感応丸	0.2	50	10.0	大阪	高橋盛大堂	加奈陀

	売薬名	定価 (円.銭)	個数 (個)	合計 (円.銭)	引渡先住所	引渡人	備考
大正10年2月25日	小児薬王感応丸	0.2	100	20.0	大阪	高橋盛大堂	加奈陀
大正10年2月25日	小児薬王感応丸	0.1	100	10.0	大阪	高橋盛大堂	加奈陀
大正10年9月15日	小児薬王感応丸	0.2	500	100.0	大阪	高橋盛大堂	
大正10年9月15日	小児薬王感応丸	1.0	24	24.0	大阪	高橋盛大堂	
大正10年9月15日	小児薬王感応丸	0.2	120	24.0	大阪	高橋盛大堂	
大正11年4月13日	小児薬王感応丸	1.0	50	50.0	大阪	高橋盛大堂	
大正11年4月13日	小児薬王感応丸	0.5	50	25.0	大阪	高橋盛大堂	
大正11年4月13日	小児薬王感応丸	0.2	60	12.0	大阪	高橋盛大堂	
大正12年7月19日	小児薬王感応丸	1.0	100	100.0	犬上郡大堀村	小堀幸次郎	取り消し
大正12年7月19日	小児薬王感応丸	1.0	40	40.0	犬上郡大堀村	小堀幸次郎	取り消し
大正12年11月3日	小児薬王感応丸	0.5	200	100.0	大阪	高橋盛大堂	
大正14年2月23日	小児薬王感応丸	0.5	200	100.0	愛知郡稲枝村	薩摩七左衛門	
大正14年3月14日	小児薬王感応丸	1.0	113	113.0	大阪	高橋盛大堂	
大正14年3月14日	小児薬王感応丸	0.5	245	122.5	大阪	高橋盛大堂	
大正14年12月5日	小児薬王感応丸	0.75	100	75.0	大阪	高橋盛大堂	
大正14年12月5日	小児薬王感応丸	0.4	115	46.0	大阪	高橋盛大堂	

出典:「輸出売薬製造引渡帳」(#412)

備考: 定価は小児薬王感応丸の入っている粒数により異なる※1。

売薬の輸出先カ※2。

ダ・バンクーバーパウエル街390の近藤薬店⁴²,昭和期に入ってからはハワイ・ホノルルペレタニア街90の上林商店⁴³とカナダ・バンクーバーアレックスアンダー街620の土田嘉次郎⁴⁴⁾からのものを確認できる。書簡の内容は知りえないが、海外において藤岡家製の売薬が何らかの評判を得ていることはたしかである。外村文蔵への輸出事例も含め、特にカナダ・バンクーバーとの接点が目立つ。

外村文蔵については詳細がつかめないが、近藤薬店は犬上郡磯田村大字八坂(現滋賀県彦根市八坂町)出身の近藤儀助・音次郎兄弟が営む店である。 儀助は明治32年(1899)、音次郎は明治36年(1903)にそれぞれはじめて渡加し、その後帰国と渡航を何度か繰り返し、大正4年(1915)に近藤薬店を開設、翌年にパウエル街390に店舗を新築した。薬剤の調合に長けていたと

^{42)「〔}書簡〕」(「薬舗営業諸願書写并公文書類綴」(#688) 所収)。

^{43) 「[}書簡] | (「薬舗営業諸願書写并公文書類綴 | (#787) 所収)。

^{44) 「「}書簡」」(「薬舗営業諸願書写并公文書類綴」(#787) 所収)。

される⁴⁵⁾。また土田嘉次郎が住居していたアレックスアンダー街620は,第二次世界大戦直前においては滋賀県出身の高橋幸一が精米所を営んでいた場所であった⁴⁶⁾。このようにバンクーバーは滋賀県出身の移民が多い街であり⁴⁷⁾,同じ滋賀県の藤岡家製売薬は,自然とその注目を集めることになったと思われる。

さて輸出取消になっているが、大正12年(1923)に小堀幸次郎が小児薬王 感応丸を輸出しようとした先は、アメリカ・ワイオミングの竹内なる人物で、 小堀幸次郎と同じく犬上郡大堀村(現滋賀県彦根市大堀町)の出身者であっ た48)。さらに具体的な相手はわからないが、大正14年(1925)には愛知郡稲 枝村(現滋賀県彦根市稲枝町)薩摩七左衛門を通じた輸出も見られる。つま り海外における藤岡家の売薬販売網は、このような滋賀県出身者のネット ワークを通じて広がったと考えられる。そして順調な売薬輸出からは、藤岡 家が着実な経営を進めていたことをうかがえよう。

おわりに

十四世五兵衛となる藤岡広三は、昭和4年(1929)、京都薬学専門学校を卒業し、薬剤師免許の下付願いを内務大臣へ提出した⁴⁹⁾。薬剤師となった広三は昭和7年(1932)、日野町村井の岡平兵衛にて感冒薬であるヘブリンサン、気管支・咽頭などの薬であるセメンサン、虫下しであるまくり湯・蛔虫ー服湯を調剤している。ではなぜ広三が他家の売薬を調剤しているのであろうか。これは岡平兵衛が売薬法第25條売薬営業者であったことによる。薬剤

⁴⁵⁾ 中山訊四郎 『加奈陀同胞発展大鑑附録』, 1921 年, 205·206 頁。

⁴⁶⁾ 末永國紀『日系カナダ移民の社会史-太平洋を渡った近江商人の末裔たち-』 ミネルヴァ書房,2010年,205頁。

⁴⁷⁾ 滋賀県出身のカナダ移民については、前掲末永『日系カナダ移民の社会史-太平洋を渡った近江商人の末裔たち-』に詳しい。

^{48)「[}小堀幸次郎輸出先書付]」(「薬舗営業諸願書写并公文書類綴」(#688) 所収)。

^{49) 「}薬剤師免状下附願」(「薬舗営業諸願書写并二公文書類綴」(#868) 所収)。

師資格がないために、劇薬などの指定薬品を含む売薬調剤ができなかったのである⁵⁰⁾。

なお昭和6年(1931)年の段階で、日野売薬における滋賀県薬剤師会会員は6名にしかすぎない⁵¹⁾。一方、製薬・売薬業者数は、昭和8年(1933)で1社(江州日野製剤株式会社)・48名にのぼった⁵²⁾。むろん50名近くのすべてが製薬事業を営んでいたわけではないが、岡平兵衛のような者は少なくなかったと言える。

このことは第二次世界大戦後により顕著となる。昭和18年(1943),企業整備令により日野売薬の製薬・売薬業者が統合され,近江日野製薬株式会社が設立される。しかし戦後になってそれぞれが営業を再開しようとした際,多くは代替わりの時期を迎えていた。さらには薬剤師免許を所持していなかったために、営業再開を断念せざるをえない者が続出したという53。

しかし藤岡家の場合、十三・十四世五兵衛ともに薬剤師資格を有しており、 その後も営業を継続できた。これは早期に近代医薬業への転換をはかってい たことが大きい。状況に応じた的確な判断力が、藤岡家の経営を支えていた のである。

〔付記〕

本稿作成にあたり,藤岡博氏をはじめ日野町史編さん室には史料閲覧などで大変お世話になった。ここに記して感謝申し上げる。

^{50) 「}薬剤師使用届 | (「薬業ニ係ル諸願書写并ニ公文書類綴 | (#902) 所収)。

^{51) 「}滋賀県薬剤師会々報」(「薬業ニ係ル諸願書写并ニ公文書類綴」(#902) 所収)。

^{52) 「[}日野薬友会報告書] | (「薬業ニ係ル諸願書写并ニ公文書類綴 | (#902) 所収)。

⁵³⁾ 日野町史編さん室による橋田喜一郎氏聞き取り (2008年6月19日)。